

智頭町
新型インフルエンザ等対策行動計画
～保健・医療編～

平成26年8月

智頭町

目次

1	はじめに.....	1
2	総論.....	2
3	各論.....	8

1 はじめに

智頭町新型インフルエンザ等対策行動計画の中の保健・医療に係る部分を「保健・医療編」としてまとめる。

2 総論

保健・医療に係る関係機関の役割

(1) 町の役割

- ・町新型インフルエンザ等対策本部の設置
- ・町民に対する広報・啓発、相談窓口の設置
- ・町民に対する予防接種の体制整備・実施
- ・学校等との連絡調整
- ・高齢者、障がい者世帯等要援護者に対する支援
- ・食料品・生活必需品等の供給計画を策定し、状況に応じ配分
- ・円滑な埋火葬のための体制整備
- ・患者発生時における調査、保健指導及びまん延防止対策への協力

(2) 福祉課の役割

ア 保健・福祉に関することを各分野で連携し行っていく。

- ・町対策本部、対策会議、警戒班、保健・医療チームに関すること
- ・新型インフルエンザ等に係る情報収集・分析に関すること
- ・新型インフルエンザ等に係るまん延防止に関すること
- ・県内の情報収集の総括
- ・被害情報等の収集の総括
- ・社会福祉施設への情報提供、技術支援に関すること
- ・障がい者、高齢者への情報提供に関すること
- ・要援護者の支援に関すること
- ・心のケアに関すること
- ・医療機関との連携により予防接種の体制整備
- ・相談体制及び相談窓口に関すること

イ 全町民に対して、情報提供・技術指導等（一次予防）を行う。

- ・受診のタイミングについての知識（新型インフルエンザでない人が、過度な心配による不要な受診をすることで被感染する危険を防ぐため）
- ・手洗いについての知識（効果的な手洗い方法、こまめに流水・石鹸で手洗いをすること、汚染しやすい部位、速乾性アルコール消毒薬は効果もあるが限界もあること）
- ・うがいの知識及び技術（効果的なうがい方法など）
- ・咳エチケットの知識及び技術（咳やくしゃみは他の人から顔をそむけてする、手で押さえた場合は直ちに洗う、咳をしている人はマスクを着用するなど）

- ・その他必要事項

(3) 医療機関の役割

- ア 診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携し、発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。
 - ・診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備
 - ・帰国者・接触者外来等の設置・運営
 - ・症状を有する者に対する診断・治療
 - ・抗インフルエンザウイルス薬の適正使用
 - ・福祉課と協働した地域支援
- イ 町の関係機関と連携し、町民への情報提供・技術指導等（二次予防）を行う。
 - ・濃厚接触者について
 - ・受診のタイミングについての知識
 - ・迅速検査結果の正しい判断
 - ・手洗いについての知識（効果的な手洗い方法、こまめに流水・石鹸で手洗いをすること、汚染しやすい部位、速乾性アルコール消毒薬は効果もあるが限界もあること）
 - ・うがいの知識及び技術（効果的なうがい方法など）
 - ・その他必要事項

(4) 町民の役割

- ア 新型インフルエンザ等の発生前
 - ・新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得る。
 - ・咳エチケット、手洗い、うがい等個人レベルで感染対策を行う。
 - ・発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄を行う。
- イ 日頃から新型インフルエンザ等に負けない身体づくりに努める。
 - ・町民自ら健康を守る意識をもち、正しい知識に基づいて適切に行動する。
 - ・十分な栄養と睡眠をとって健康に留意する。
 - ・基礎疾患をもっている場合は自己管理を徹底する。
- ウ 新型インフルエンザ等の発生時
 - ・発生状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得る。
 - ・感染拡大を抑えるため、個人レベルでの対策を実施する。

主要項目

(1) まん延防止

町では、県等が行う呼びかけの町民への周知を行う。また、町民へのマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人ごみを避ける等の基本的な感染対策について理解促進を図る。

◇医療機関受診に関する留意事項

- ア) 未発生期から発生早期（国内・県内）においては、まん延を防止するため、帰国者等で自らの発症を疑う者は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぐとともに、不要な外出を避け、マスクの着用、咳エチケット等基本的な感染対策を行う必要がある。
- イ) 県内感染期においては、医療体制がまん延防止対策から重症者への対策へ移行することから、一般的な医療機関へ連絡し、指示に従って受診することとなるが、その際も基本的な感染対策を行うことが重要である。

(2) 予防接種

住民に対する予防接種（以下「住民接種」という。）は、緊急事態宣言が行われている場合は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時接種）による予防接種を行う。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合は、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく予防接種を行う。

ア 対象者

住民接種について、特定接種対象者以外の対象者については、原則以下の4群に分類する。

《特定接種対象者以外の接種対象者の分類》

医学的ハイリスク者	呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者 ・基礎疾患を有する者 ・妊婦
小児	（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
成人・若年者	
高齢者	ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる者（65歳以上の者）

住民基本台帳に登録がある町民に加え、以下に掲げる者についても住民接種対

象者とする。ただし、健康被害救済制度による救済措置は、住民基本台帳へ登録がある市町村とする。

- a) 長期入院・入所者
- b) 里帰り分娩の妊産婦、及び、同伴の小児
- c) その他町が認める者

イ 接種順位の考え方

住民接種の接種順位等については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が優先されると考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条第2項）と、わが国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方をあわせた考え方もあるとされる。

このため、具体的な接種順位等は、こうした考え方等を踏まえて、新型インフルエンザ発生時に、病原性等に応じて国において決定される。

- 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方
 - ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
 - ①医学的ハイリスク者、②成人・若年者、③小児、④高齢者
 - ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
 - ①医学的ハイリスク者、②高齢者、③小児、④成人・若年者
 - ・小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
 - ①医学的ハイリスク者、②小児、③高齢者、④成人・若年者
- 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方
 - ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
 - ①小児、②医学的ハイリスク者、③成人・若年者、④高齢者
 - ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
 - ①小児、②医学的ハイリスク者、③高齢者、④成人・若年者
- 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方
 - ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
 - ①医学的ハイリスク者、②小児、③成人・若年者、④高齢者
 - ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
 - ①医学的ハイリスク者、②小児、③高齢者、④成人・若年者

ウ 接種体制

住民接種の接種体制は、町が実施主体であり、関係機関と連携して、原則として集団的接種により実施する。状況によっては、集団的接種以外の接種体制の検討も行う。

パンデミックワクチンが市場に行き届く段階で、集団接種は終了し、各々がかかりつけ医で接種する。

予防接種の種類（一覧）

予防接種の種類	特定接種	住民接種	
緊急事態宣言		有	無
特措法	特措法第28条	特措法第46条	
予防接種法	予防接種法第6条第1項（臨時接種）による予防接種として実施	予防接種法第6条第1項（臨時接種）による予防接種として実施	予防接種法第6条第3項（新臨時接種）による予防接種として実施
考え方	医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるとき	新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるとき	まん延防止上緊急の必要があるとき（臨時接種の対象疾病より病原性が低いものを想定）
実施主体	国（登録事業者の業務従事者・国家公務員）、県（県職員）、町（町職員）	町	町
対象者	登録事業者の業務従事者、国家公務員、地方公務員	住民（医学的ハイリスク者、小児、成人・若年者、高齢者に分類）	住民（同左）
実施時期	政府対策本部において必要と認めるとき（緊急事態宣言前にも実施）	緊急事態宣言が発令されている場合で、政府対策本部において必要と認めるとき	緊急事態宣言が発令されていない場合で、厚生労働大臣の指示があったとき
努力義務／勸奨	有／有	有／有	無／有
接種費用の負担	実施主体が全額負担	実費徴収不可 負担割合 国 1／2 県 1／4 町 1／4 国費の嵩上げ措置あり	低所得者以外からの実費徴収可 低所得者の場合の負担割合 国 1／2 県 1／4 町 1／4

3 各論

(1) 各段階における対応の概要

段階	福祉課	医療機関
未発生期	多種多様な感染症に係る啓発等を、様々な機会を利用して行う。 標準予防策（手洗い・うがい）の技術指導を行う。	
海外発生期 (国内未発生期)	具体的な啓発・技術支援を多方面から行う。(町報・告知端末の利用、各地区公民館・学級単位で実習を含めて、企業等からの依頼にも応じる) 町関係機関等における予防接種・受診・回復後の登校や出勤に係る啓発等の体制をつくる。	重症度（致死率・合併症）に関する情報収集を行う。
	[保健・医療チーム]を始動し、住民接種の具体的検討を行う。 図上訓練やロールプレイで、準備を行う。	
	接種順位に係る人数・必要本数を算出する。 町民に接種順位に係る情報提供・啓発を行う。 各機関と連携し、ハイリスク・準ハイリスク例の把握を行う。	各機関と連携し、ハイリスク・準ハイリスク例の把握を行う。
県内未発生期 (国内発生早期)	情報収集及び住民接種に係る実施体制の再確認と（ワクチン入手が明らかでない場合は）実施日の決定を行う。 具体的に会場での図上訓練やロールプレイを実施する。	
	具体的な情報提供を行う。(根拠のない虚偽の噂や偏見、差別につながる情報を野放しにしない)	重症度（致死率・合併症）に関する情報収集を行う。 国内の発生状況について情報収集を行う。
県内未発生期 (国内感染期)	パンデミックワクチンが届き次第、住民接種を順次実施する。(各回終了時検討し、質を高める) ※10頁に集団接種の方法例を記載する。 パンデミックワクチンが市場に行き届く段階で、集団での接種は終了し、各々がかかりつけ医で接種する。	
	具体的な情報提供を行う。(根拠のない虚偽の噂や偏見、差別につながる	重症度（致死率・合併症）に関する情報収集を行う。

	情報を野放しにしない)	国内の発生状況について情報収集を行う。
県内発生早期 (国内発生早期 ・国内感染期)	具体的対策を継続する。	
	町民に必要な情報を提供する。	内閣府・厚労省・感染症情報センター等、国の最新情報を得て、評価を行う。
県内感染期 (国内感染期)	具体的対策を継続する。	
	町民に新たな情報を提供する。	治療薬の評価、病状の多様性・個人差に係る分析を行う。
小康期		

(2) 新型インフルエンザ等の集団接種は、智頭病院小児科が主導し、町の関係機関との連携により実施する。

ア ハイリスク群 (2009年当時の緊急対応実績)

<p>ハイリスクA群</p> <p>A 1) 気管支喘息で治療中</p> <p>A 2) 心疾患 (先天性、川崎病後遺症) で治療中ないし専門医の方針で経過観察中</p> <p>A 3) てんかんや重度身体障害などの神経系疾患で、治療中ないし経過観察中</p> <p>A 4) その他、慢性疾患のために、治療中ないし専門医の方針で経過観察中</p> <p>準ハイリスクB群</p> <p>B 1) 気管支喘息や気管支炎・肺炎での入院歴</p> <p>B 2) けいれん発作での入院歴・けいれん発作の既往歴</p> <p>B 3) アトピー性皮膚炎で内服治療中：外用薬 (塗り薬) のみは除外</p>

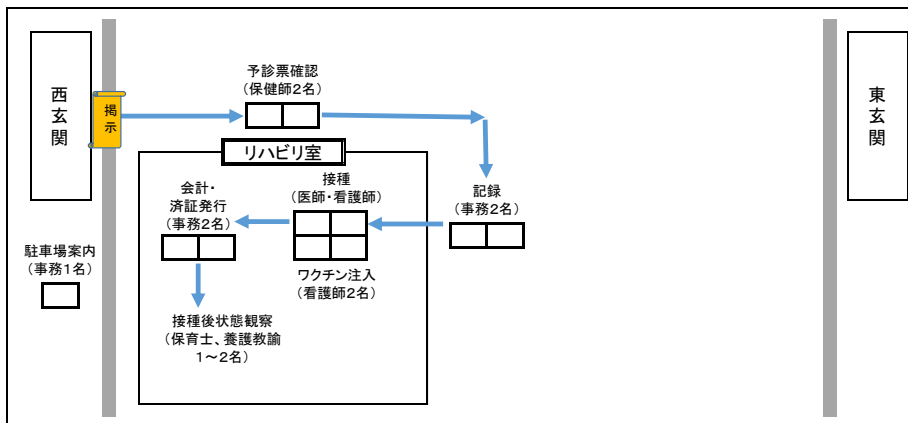
イ 優先接種の対象とする基礎疾患の基準 (厚生労働省の手引きより)

<ol style="list-style-type: none"> 1. 慢性呼吸器疾患 (気管支喘息やCOPD、気道分泌物の誤嚥のリスクのある者) 2. 慢性心疾患 (血行動態に障害がある者) ※高血圧は除く 3. 慢性腎疾患 (透析中の者、腎移植後の者を含む) 4. 慢性肝疾患 ※慢性肝炎は除く 5. 神経疾患・神経筋疾患 (免疫異常状態、あるいは呼吸障害等の身体脆弱状態を生じた疾患・状態) 6. 血液疾患 ※鉄欠乏性貧血、免疫抑制療法を受けていない特発性血小板減少性紫斑病と溶血性貧血は除く 7. 糖尿病 (妊婦・小児、併発症のある者、インスリン及び経口糖尿病薬による治療を必要とする者) 8. 疾患や治療に伴う免疫抑制状態 (悪性腫瘍、関節リウマチ・膠原病、内分泌疾患、消化器疾患、HIV感染症等を含む) 9. 小児科領域の慢性疾患 (染色体異常症、重症心身障害児・者を含む)
--

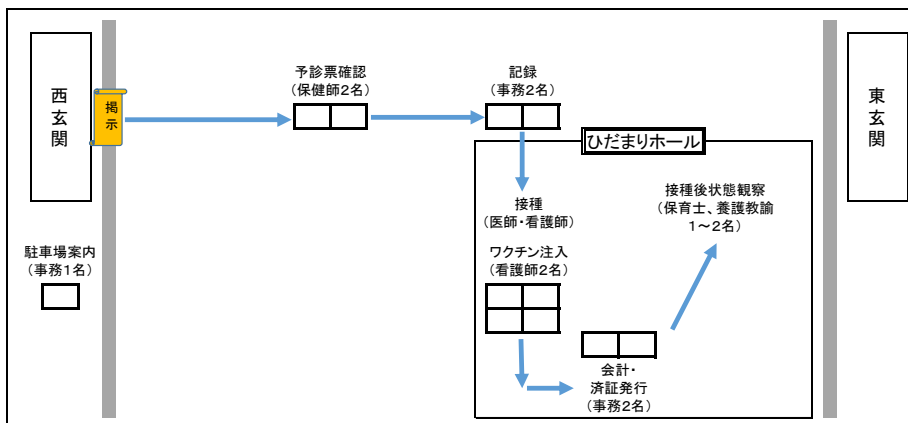
(3) 集団接種の実施例 (参考：2009年当時の実績)

日時：智頭病院休診日等

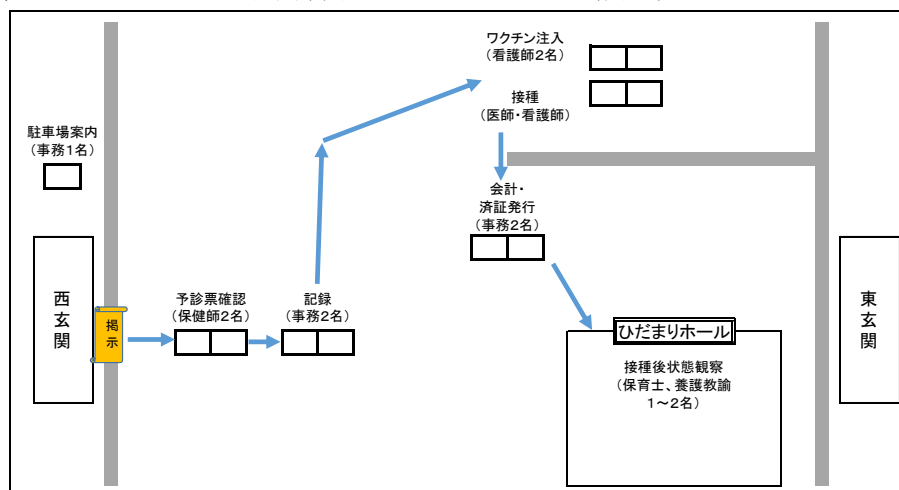
場所：リハビリ室～ひだまりホール (例1)



場所：ひだまりホール (例2)



場所：そよかぜ通り～外来部門～ひだまりホール (例3)



注意点：当日の発熱者や濃厚接触潜伏期にある者等を会場に入れないように、トリアージ
 (①電話相談、②接種会場の入り口に啓発の掲示、③会場入室前に確認)を行う。